

1995.3

15

平成7年3月15日発行

発行/編集  
相馬地方広域水道企業団  
〒378 相馬市西山字英西町76番地  
☎:0244)35 1020

# 広報

# 相馬地方広域 水道企業団

## 相馬市・新地町・鹿島町の水道事業が統合

### 相馬市・新地町・鹿島町の水道事業が統合

平成七年四月一日より、相馬地方広域水道企業団の給水業務が始まります。

相馬地方広域水道企業団は、水源確保と水道水の安定供給を目指して平成四年に設立。これまで相馬市・新地町・鹿島町の、市二町の水道事業の統合に向けて準備を進めてきましたが、四月一日より三町の水道事業が統合、企業団として水道事業の業務を開始します。

なお、企業団の業務開始に伴い、相馬市・新地町・鹿島町の水道事業所は廃止となり、新地町と鹿島町には営業所が設置され皆さんからの「要望や資金、異動等の事務を行うこと」になります。

企業長(相馬市長)

今野 繁



相馬市、新地町並びに鹿島町は、将来にわたって水道用水を確保することと経営の効率化を目的としてそれぞれの水道事業を統合し、広域水道を実現するため、平成四年八月十七日に県の承認を受けて企業団を設立いたしました。この間、事業計画が用水供給から末端給水に移行することや、福島県と協議を重ねて真野ダムの権利を無償で譲り

受けるなど多くの課題もありました。平成四年度から相馬地方への給水を一元化するため、総額百七十五億円あまりをかけて創設事業に取り組み、浄水場や配水管、その他の施設の建設工事をすすめているところです。市や町の水源はいずれも伏流水を利用しておりますが、近年の生活様式の変化による使用水量の増加に加え、井戸からの揚水量が頭打ちになり、最大使用時の対応が困難になって来ているのが実情です。更にこれから、工業団地に工場が建設され職員やその家族、事務所など水道の需要が多くなるものと見込んでおります。企業団の給水計画は水源の半分を真野ダムから受け、給水体制を万全にするも

のであります。平成八年度中には飲み水として一部の地区に供給できるようになります。それに先立ち、今年三月二十一日に相馬市、新地町並びに鹿島町の水道事業が廃止され、その後を企業団が引き継いで運営してまいります。引き継ぎに際しては遺漏のないよう万全を期して進めるつもりではあります。皆様にご迷惑をおかけすることもでてくるものと思えます。ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

水は生命の根源であり非常に大切なものですが、日常生活では水道に慣れてしまっている面があります。さて阪神大地震で被災された方々には心よりお見舞い申し上げますが、この度の

企業団は、相馬市・新地町・鹿島町の事務の一部である水道事業を共同して行う組織です。平成七年四月に、上水道のほか

# 水道料金が変わります

## 新料金は口径別に積算!!

一企業以上の業務開始に伴い、水道料金は、平成七年四月より三市町統一のものとなります。  
新料金は、これまでの使用目的別の用途別計算方法から、メーターの口径別による計算方

法に変わります。  
これにより水道料金は、口径別に定められた基本料金に、用水量に応じた従量料金が加算されて計算されることとなります。

また、新地町のかたは、これまで一か所おきに検針しておりましたが、平成七年四月からは毎月の検針となり、水道料金も毎月納入していただくこととなります。

## 新地町も 毎月検針に!!

## 私有管管理負担金 施設整備負担金

新たに給水をし込む方で、次のいずれかに該当する方は、工事申し込みの際、負担金が必ず必要となります。

### ①私有管管理負担金

新設工事の場合、私有管の維持管理の費用として「私有管管理負担金」を納入していただくこととなります。

私有管管理負担金は、分水検からメーター手前までの工事費の10%です。

これによって、今後メーター手前の漏水などの修理は企業団の費用で行うこととなります。

### ②施設整備負担金

次の項目に該当する場合は、「施設整備負担金」を納入していただくこととなります。

- ・住宅団地造成事業者が二千平方メートル以上の開発面積で二千平方メートル以上が住宅地となるもの
- ・計画・日最大給水量が10立方メートル以上の大口給水を必要とする新築申し込み
- ・増量が必要とする方で、増量の給水量が10立方メートル以上となる申し込み

## 新料金の 基本的な考え方

企業団の水道料金は、使用する水量が多くなるほど高くなる運増(ていぞう)型の料金体系を採用しましたが、それは、

①水道を多く使えば、大きな施設や太い配水管が必要となるのでそれに応じた料金を負担してもらおう。

②水道水の使用用途を区分しなくてもよい。

③全国の水道料金は、このような運増型の料金体系になってきている。

この料金は、相馬市、新地町、鹿島町の平成五年度までの実績と給水計画、建設費の返済計画、今後の経費及び収入などを考慮して策定した原案について、水道料金特議会での審議及び議会での議決をいただき決定しました。

### 基本料金

口径	金額
13mm	1,000円
20mm	1,930円
25mm	2,430円
30mm	3,630円
40mm	6,830円
50mm	10,630円
75mm	24,000円
100mm	43,200円
浴場用0~100mmまで	6,000円

### 従量料金 (1m<sup>3</sup>当り)

水量	金額
0~5m <sup>3</sup>	80円
6~10m <sup>3</sup>	80円
11~20m <sup>3</sup>	180円
21~30m <sup>3</sup>	200円
31~50m <sup>3</sup>	210円
51~100m <sup>3</sup>	230円
101m <sup>3</sup> 以上	230円
臨時用	340円

### 特定料金

船舶用	250円
基本料金は課税しない。	

※13<sup>号</sup>・20<sup>号</sup>については、一般家庭最低必要水量として、5m<sup>3</sup>を基本料金に組み入れるものとする。但し、臨時用を除く。

### 加入金

メーター口径	金額
13mm	60,000円
20mm	100,000円
25mm	370,000円
30mm	425,000円
40mm	820,000円
50mm	1,265,000円
75mm	3,050,000円
100mm	5,190,000円
150mm以上	企業長が定める額

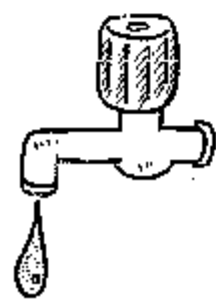
### 設計審査手数料

工事費区分	金額
20万未満	1,000円
40万未満	2,000円
60万未満	3,000円
60万以上	4,000円

### 工事の竣工検査手数料

(材料検査を含む)

工事費区分	金額
20万未満	1,000円
40万未満	2,000円
60万未満	3,000円
60万以上	4,000円



水道料金早見表 (単位 円、消費税込)

口径 使用水量	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm
0m <sup>3</sup> の組合			2,472	3,708	7,004	10,918	24,720
1 "			2,551	3,790	7,086	11,000	24,802
2 "			2,630	3,872	7,168	11,082	24,884
3 "	1,630	1,957	2,710	3,955	7,251	11,165	24,967
4 "			2,801	4,037	7,333	11,247	25,049
5 "			2,884	4,120	7,416	11,330	25,132
6 "	1,112	2,030	2,966	4,202	7,498	11,412	25,214
7 "	1,194	2,121	3,048	4,284	7,580	11,494	25,296
8 "	1,277	2,204	3,131	4,367	7,663	11,577	25,379
9 "	1,359	2,286	3,213	4,449	7,745	11,659	25,461
10 "	1,442	2,369	3,296	4,532	7,828	11,742	25,544
11 "	1,527	2,554	3,481	4,717	8,113	11,927	25,728
12 "	1,612	2,739	3,666	4,902	8,398	12,112	25,914
13 "	1,698	2,925	3,852	5,088	8,684	12,298	26,100
14 "	2,183	3,110	4,037	5,273	8,969	12,483	26,285
15 "	2,369	3,296	4,223	5,459	9,255	12,669	26,471
16 "	2,554	3,481	4,408	5,644	9,540	12,854	26,656
17 "	2,739	3,666	4,593	5,829	9,825	13,039	26,841
18 "	3,225	3,852	4,779	6,015	10,111	13,225	27,027
19 "	3,110	4,037	4,964	6,200	9,496	13,410	27,212
20 "	3,296	4,223	5,150	6,386	9,682	13,596	27,398
21 "	3,502	4,429	5,356	6,572	9,868	13,782	27,604
22 "	3,708	4,635	5,562	6,758	10,054	14,008	27,810
23 "	3,914	4,841	5,768	7,004	10,300	14,214	28,016
24 "	4,120	5,047	5,974	7,210	10,506	14,420	28,222
25 "	4,326	5,253	6,180	7,416	10,712	14,626	28,428
26 "	4,532	5,459	6,386	7,622	10,918	14,832	28,634
27 "	4,738	5,665	6,592	7,828	11,124	15,038	28,840
28 "	4,944	5,871	6,798	8,034	11,330	15,244	29,046
29 "	5,150	6,077	7,004	8,240	11,536	15,450	29,252
30 "	5,356	6,283	7,210	8,446	11,742	15,656	29,458
40 "	7,519	8,446	9,373	10,600	13,905	17,319	31,621
50 "	9,682	10,600	11,536	12,772	16,068	19,983	33,784

水道料金 = (基本料金 + 従電料金) × 103/100

### 水道料金の納入

水道料金は、毎月の検針で表示された使用水量に対し、基本料金と従電料金の合計に消費税を加えたもので、月末に納付書が発送されます。

新料金は、四月に検針したのから適用されます。

### 水道料金等の引き継ぎ

三月検針分は四月始めに相馬市、新地町、鹿島町から納入通知書が届きますが、それは企業が引き継ぎます。

また、それぞれの水道事業所の全ての資産、負債、債務等も企業が引き継ぐことになり、すので、市や町に請求した場合でも企業が支払う場合があります。

### 口座振替

企業団では、預金口座から自動引き落としの口座振替をお勧めしています。振替日は定期振替が毎月十七日、再振替は翌月三日となります。

現在、口座振替をされている方は企業団でもそのまま、口座振替を継続させていただけますので、ご了承くださいませ。

### 【水道料金の計算例】

<p>①たとえば、Aさん(メータ口径13mm)の1ヶ月の使用水量が23m<sup>3</sup>とすると、</p> <p>基本料金 1,000円</p> <p>6m<sup>3</sup>~10m<sup>3</sup> 5m<sup>3</sup> × 80円 = 400円</p> <p>11m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup> 10m<sup>3</sup> × 180円 = 1,800円</p> <p>1) 21m<sup>3</sup>~23m<sup>3</sup> 3m<sup>3</sup> × 200円 = 600円</p> <p>3,800円</p> <p>+) 消費税(3%) 114円</p> <p>合計 3,914円</p> <p>となります。</p>	<p>②たとえば、B社(メータ口径40mm)の1ヶ月の使用水量が72m<sup>3</sup>とすると、</p> <p>基本料金 6,800円</p> <p>1m<sup>3</sup>~10m<sup>3</sup> 10m<sup>3</sup> × 80円 = 800円</p> <p>11m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup> 10m<sup>3</sup> × 180円 = 1,800円</p> <p>21m<sup>3</sup>~30m<sup>3</sup> 10m<sup>3</sup> × 290円 = 2,900円</p> <p>31m<sup>3</sup>~40m<sup>3</sup> 10m<sup>3</sup> × 310円 = 3,100円</p> <p>1) 50m<sup>3</sup>~72m<sup>3</sup> 22m<sup>3</sup> × 220円 = 4,840円</p> <p>20,440円</p> <p>+) 消費税(3%) 613円</p> <p>合計 21,053円</p> <p>となります。</p>
--	---

### ☆水道料金の検針と請求☆

水道の使用料は、検針を行い使用水量の認定をしますが、請求書の月分の名称が変わり、検針を行った月分の名称で請求書発行することになります。(これまで、6月に検針を行った分を7月分として月遅れで請求していましたが、これからは6月に検針をおこなった分を6月分として請求になります。)

参考例

#### ①新しい請求の方法

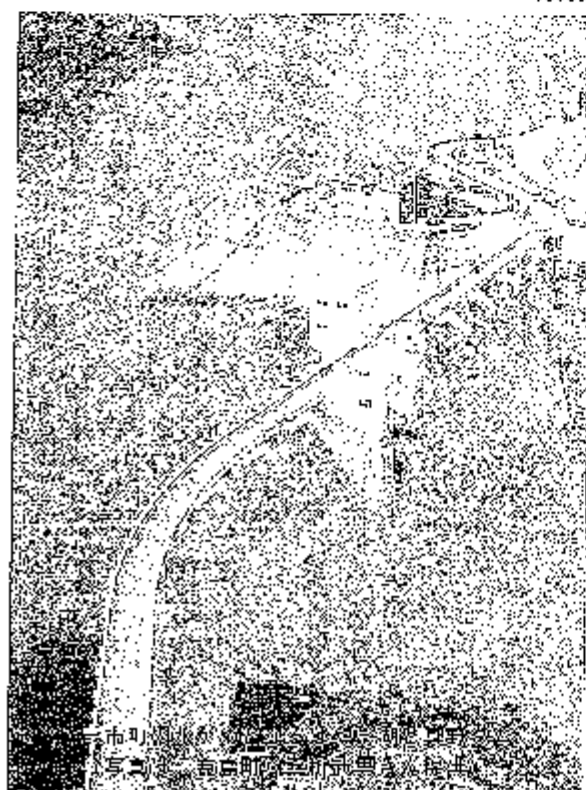
5月	6月	7月	8月
使用期間	検針日	納付書発行	納入期間
検針日	検針日	(納付書の名称6月分)	

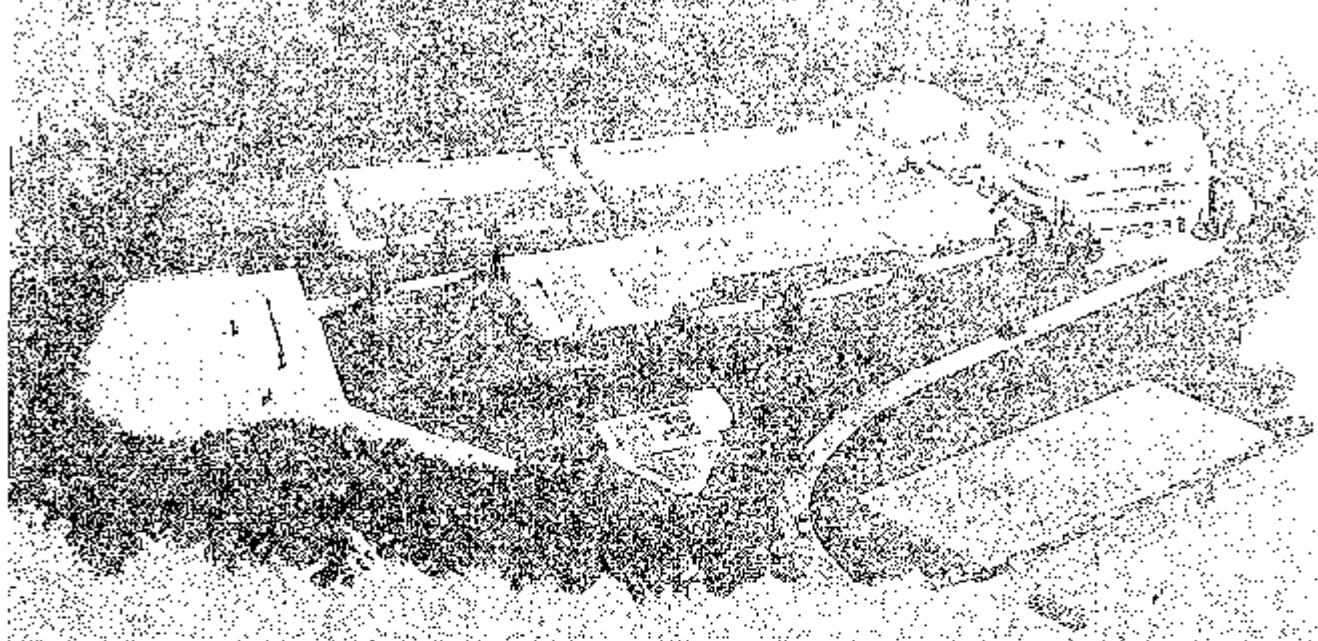
※5月検針日から6月検針日の1ヵ月分の使用水量を6月分として請求することになります。

#### ②従来の請求の方法

5月	6月	7月	8月
使用期間	検針日	納付書発行	納入期間
検針日	検針日	(納付書の名称7月分)	

※5月検針日から6月検針日の1ヵ月分を7月分として請求してました。





大野台浄水場完成予想図

## 企業団の所在地

企業団の事務所は、相馬市西山字表西山七六番地（現在の相馬市大道耳美所）におきます。新地町及び鹿島町には、営業所をおき業務を行うこととなります。

新地営業所は新地町役場内に、鹿島営業所は当分の間鹿島町給食センターの近くの第二水源地区内に設置します。

料金の納入や問い合わせ、転居の際の水道の停止などの届け出は、営業所でも取り扱います。お問い合わせ先

◆企業団事務所（相馬市）  
35-1-020

◆新地営業所（新地町）  
62-5640

◆鹿島営業所（鹿島町）  
46-4309

## 企業団議会

議会議員は8人！

企業団の議会は、八人の議員で構成されています。

議員は、相馬市議会より四人、新地町議会及び鹿島町議会よりそれぞれ二人ずつ選出されています。

任期は、それぞれの市町の議会の議員の任期とし、議員でな

くなったときは、企業団の議会の議員の職を失います。

議長及び副議長は、企業団の議員の中から選出されます。その任期は企業団議員の任期と同じです。

## 企業団設立経過

平成元年一月十一日福島県環境衛生課より、関係市町に対し、真野ダム利用事業（洪水調整、不特定用水の補給、都市用水の供給。）のうち、都市用水の供給について「地元市町で水道企業団を設立し浄水場、配水管等の専用施設を建設運営してみてはどうか」との提示がありました。

これを受けて、関係市町が原と協議のうえ、平成三年六月五日、相馬地域水道用水供給企業団設立協議会」を発足させました。

しかし、平成三年十二月二日厚生省との協議で事業内容を水道用水供給事業から末端給水事業として事業認可を受けることとなり、平成四年二月十二日、「相馬地方広域水道企業団設立協議会」と改称し、平成四年八月十七日福島県知事より一部事務組合としての設立許可を得て「相馬地方広域水道企業団」として発足しました。

平成五年一月六日には、厚生省より水道事業の認可がなされました。

## 創設事業計画

本事業は、「福島県水道整備基本構想」及び「福島県浜通り地域広域的水道整備計画」に基づき、真野ダムの水源を核として相馬市、新地町、鹿島町の今後の水需要の増大に対処し、将来にわたり安定した水道水の供給を確保するため計画されました。




創設事業の期間及び目標は、事業の建設期間を平成四年年度より平成十一年度までとし、目標年次を平成二十二年度としています。

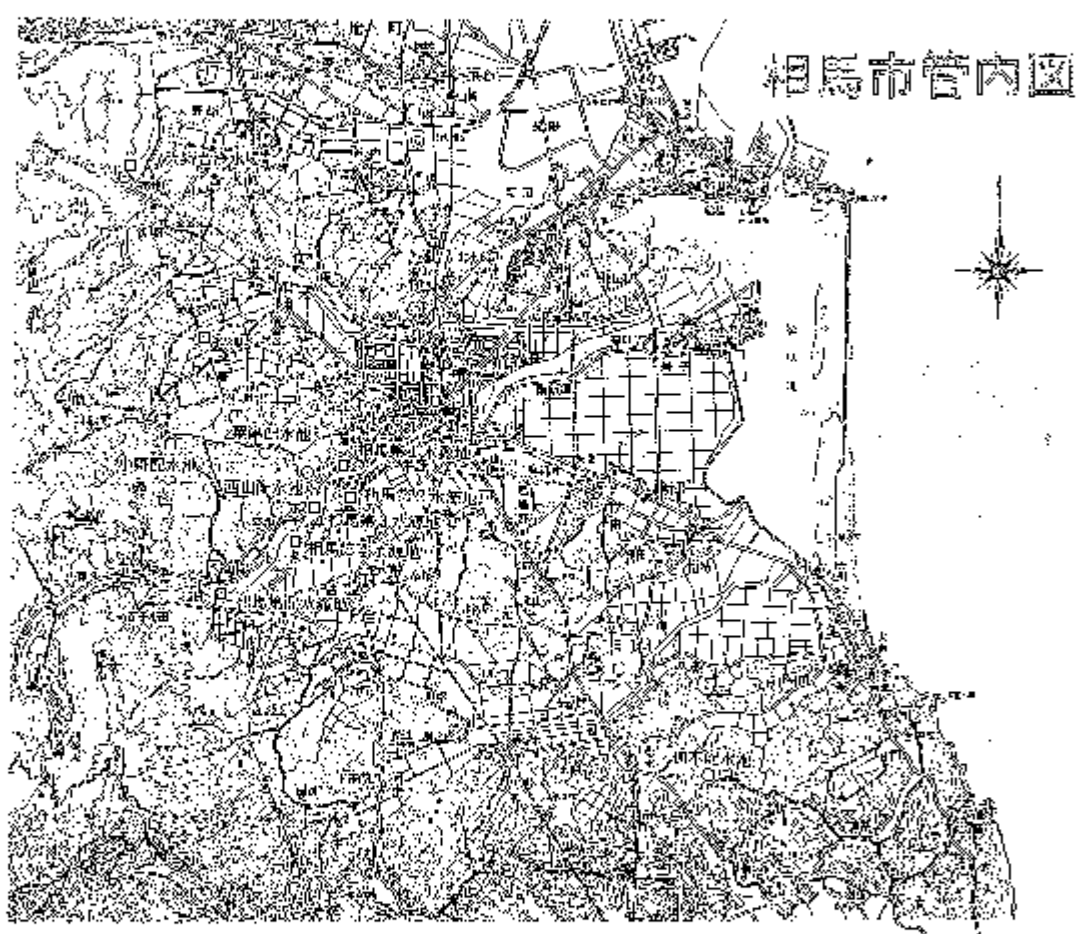
計画給水人口は、事業完了年度の平成十一年度には約六万人、目標年次の平成二十二年度には約七万四千人を見込んでいます。一月最大給水量は平成二十二年年度で約四万二千トンとなり、そのうち真野ダムからの用水は、日二万一千六百トンを給水することになります。

なお、本事業の建設に必要な事業費はおよそ一七五億円。そのうちの約一分の一が国からの補助金として交付され、三分の一が構成団体からの出資金、残りが企業債でまかなわれます。



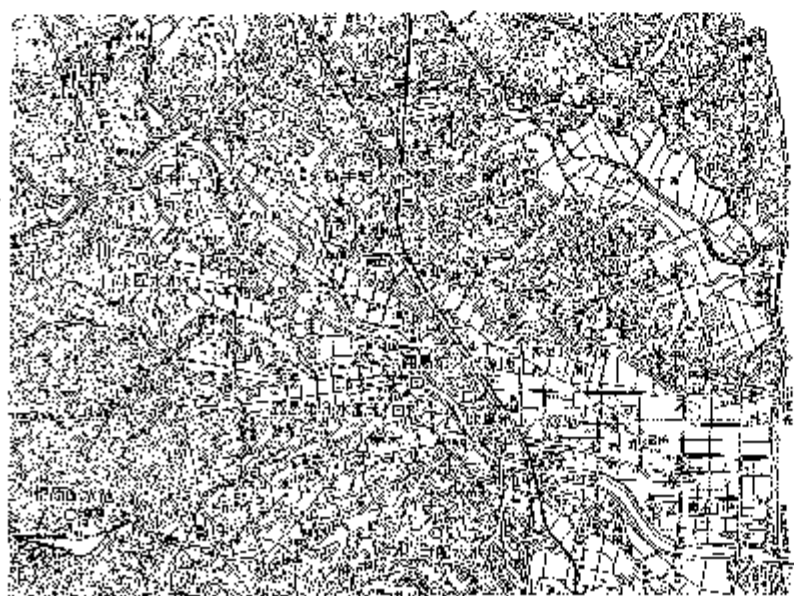
凡例

-  配水管布設箇所(一部施工済)
-  水源池(既存施設含む)
-  配水池(既存施設含む)



今回の創設(建設)事業により、平成11年度までに配水管は、延長約120km、配水池は6カ所を新設する予定です。

また、大野台浄水場は平成8年度一部給水開始を目標として、管理棟・薬品沈殿池・急速ろ過池・浄水池・出水池・排泥池などを建設します。



鹿島町管内図



建設中の大野台浄水場(管理棟)

わが国の水道は、明治二十二年横浜に初めて近代水道が運営されて以来市町村単位につくられ、それぞれの都市がそれぞれのやり方で水道を運営してきた。

しかし、近年のように水道用水の需要が増大してくると、市町村ごとに水源地を求めて水道をつくるのが困難となり、また大都市の周辺では市街地が広がるようになり、市町村の境界にこだわることば水道にとって不合理になってきました。

# 広域水道とは！

水道の抱えている問題は多いわけですが、なかでも水道用水をいかに確保していくかということが最大の課題となっています。

近年わが国においても、自己の行政区域内にある水源で将来とも水道用水がまかなえる市町村は少なくなってきたいます。地下水は普通、量的に限界があるためどうしても河川に水源を求めることになりがちです。しかしそれぞれの市町村が単独で大きな川まで水を取りに行くことは、水道全体として見ると施設が重複し「ムダ」な投資をすることになります。

そのため、ダムを造ったり遠距離の導水が必要とする場合には、今までの市町村の枠をこえて関係する市町村が一体となり、より大きなしかも適性規模の水道施設を建設することが経済的であり、かつ合理的であると考えられます。

このように、市町村の枠をこえて、複数の市町村によって建設運営される水道を「広域水道」と呼んでいます。広域水道には水源開発を主たる目的とし、水源から浄水までのいわゆる水の卸売と言われる「水道用水供給事業」と、水源から各戸給水までのすべてを行う「末端給水事業」の二種類があります。

「水道水供給事業」と「末端給水事業」

各家庭などに水道により水を供給する事業を水道事業といいますが、この水道事業者に対して水道の川水（浄水）を供給する事業を「水道用水供給事業」といいます。

これに対して、各家庭に水を供給する水道事業を「末端給水事業」と呼んでいます。水道事業を末端給水を行う小売業にたとえれば、川水供給事業は卸売業ということになります。

## 福島の県内での広域水道事業の現状

現在、福島県には広域水道として、六つの企業団があります。

### ☆福島県の企業団☆

企業団名	設立年月日	構成市町村	事業形態
会津若松地方水道 用水供給企業団	昭和49年11月18日	会津若松市、会津坂下町、会津高田町、会津本町、北会津村、新井村 (1市3町2村)	用水供給
喜多方地方水道 用水供給企業団	昭和58年4月28日	喜多方市、五川町、熱塩郡新井町 (1市1町1村)	用水供給
福島地方水道用水 供給企業団	昭和60年12月5日	福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、常田町、月形町、川俣町、飯野町、安藤町、東郷町 (1市1町)	用水供給
白河地方水道 用水供給企業団	昭和62年11月20日	白河市、欠吹町、西郷村、泉澤村、玄郷村、東村、中島村、大内村 (1市1町6村)	用水供給
双葉地方広域 水道供給企業団	平成3年3月12日	双葉町、大船町、宮野町、楢葉町、茨野町 (5町)	川水供給
相馬地方広域 水道企業団	平成4年8月17日	相馬市、新地町、鹿島町 (1市2町)	末端給水

◎給水工事指定法  
水道の給水工事は、給水工事の指定を受けている業者以外には給水工事を起こすことができません。  
現在、相馬市・新地町・鹿島町で給水工事の指定を受けている業者は、企業団でも引き続き指定業者として承認することになります。

業者名・代表者名	住所・電話番号
相馬市 船森地産材店 菊地邦雄	相馬市中村字高池前53 36-0181
山内工業 山内正	相馬市中村字桜ヶ丘4 36-2826
相馬建設工業 加藤久方	相馬市中村字大町13 35-3454
東北原野工業 花塚久保	相馬市小泉字河の内260-5 36-2334
相馬建設備 大森雄彦	相馬市中村字砂子田198 36-6111
第一バスター 木崎好則	相馬市大曲字花33 36-4711
セントラル建設株式会社 山代一	相馬市中村字川沼179 36-3380
相馬セメント工業 山代一	相馬市馬場野字山越16-1 36-2631
相馬セメント工業 加藤邦雄	相馬市平山字山口山293-72 36-2417
オオタ設備 太田敏一	相馬市赤木京越52 35-2577
宮元設備工業 岡元金次郎	新地町福田字鉄炮町109 62-2483
佐藤水道設備 佐藤功男	新地町谷地八郎字萩崎37-3 62-1492
信サンリット工業 飯内正	新地町谷地小泉字上ノ台66 62-2346
信教建設工業 飯内秀夫	新地町谷地小泉字作田366 62-2826
藤トヨー建設 岡山川治	新地町谷地小屋字上ノ台51 62-2016
鹿島水工機 若松孝之	鹿島町鹿島字町63 46-4100
鹿島建設備 柴田勝彦	鹿島町鹿島字町92 46-2070
鹿島水設備 沢野光	鹿島町寺内字権現前96 46-2824